

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 条例要配慮個人情報について（法第 60 条第 5 項）</p>
<p>概 要</p>	<p>1 要配慮個人情報とは</p> <p>(1) 改正個人情報保護法（以下「法」という。）第 2 条第 3 項は、<u>本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する次の記述等が含まれる個人情報</u>を要配慮個人情報として規定しています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>①人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦身体障害・知的障害・精神障害等の障害があること、⑧健康診断その他の検査の結果、⑨保健指導・診療・調剤情報、⑩本人を被疑者又は被告人として逮捕・捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪本人を非行少年又はその疑いのある者として保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと</p> </div> <p>(2) 現行の個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、要配慮個人情報の定義は規定していませんが、個人情報の取扱いの一般的制限規定（第 6 条第 2 項）において、次の事項をセンシティブな個人情報として列挙しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 思想、信条及び宗教に関する事項 イ 社会的差別の原因となるおそれのある事項 <p>2 法における要配慮個人情報の取扱いに関する規律</p> <p>(1) 個人情報取扱事業者（民間部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 原則、本人の同意なしでの取得禁止（法第 20 条） イ オプトアウト方式による第三者提供からの除外（法第 27 条） ウ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等に関する個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告義務（法第 26 条） <p>(2) 行政機関等（公的部門）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等に関する委員会への報告義務（法第 68 条） イ 個人情報ファイル簿へ要配慮個人情報が含まれる旨の記載（法第 75 条） <p>(3) 上記（1）（2）の取扱いの違い</p> <p>法は、行政機関等については、次の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、十分な本人の権利利益の保護が確保されるとし、要配慮個人情報に特化した制限規定を設けていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮個人情報を含む個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定していること（法第 61 条第 1 項） イ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと（同条第 2 項）

- ウ 不適正な利用の禁止（法第 63 条）、適正な取得（法第 64 条）
- エ 安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこと（法第 66 条）

3 条例要配慮個人情報とは

- (1) 法第 60 条第 5 項は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めることができると規定しています。
- (2) 委員会は、条例要配慮個人情報を規定する場合、事前に委員会に相談することが望ましいとしています。
- (3) 委員会に対して、現行条例第 6 条（個人情報の取扱いの一般的制限）に規定している「社会的差別の原因となるおそれのある事項」といった包括的な規定の可否について問い合わせたところ、対象とする事項があいまいであり、条例要配慮個人情報に位置付けることは適当ではないとのことでした。

4 条例要配慮個人情報を規定した場合

- (1) 条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体が保有する個人情報にのみ適用されることになり、個人情報取扱事業者には適用されません。
- (2) 要配慮個人情報と同様に、漏えい等の委員会への報告義務、個人情報ファイル簿へ条例要配慮個人情報が含まれる旨を記載することになります。
- (3) 法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしてできないとしています。

実施機関
の考え方

要配慮個人情報、条例要配慮個人情報を含めた個人情報は、法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合にその保有が限定されること、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと、不適正な利用の禁止、適正な取得、安全管理措置義務の規定のもとに取扱うことと規定されています。

また、本市の事務事業においては、生活保護の受給に関する情報や DV・虐待等の相談記録に関する情報等を取扱っていますが、仮に、これらの情報を条例要配慮個人情報として規定したとしても、条例要配慮個人情報独

	<p>自に取得や提供に係る制限規定を設けることは認められておらず、上記の取扱い規定に基づき、取扱うこととなります。</p>
--	---

こうしたことを考慮すると、条例要配慮個人情報を規定するまでの必要性は認められないと考えます。